



神奈川県労働局発表
令和元年5月30日

神奈川県労働局労働基準部安全課

安全課長 石井 登

主任安全専門官 武尾 亘

電話 045(211)7352

FAX 045(211)0048

神奈川県下における平成30年の労働災害発生状況について

～ 死傷者数は6,920人（前年比369人増加）～

神奈川県労働局（局長 荻原 俊輔）では、平成30年における神奈川県内の労働災害（休業4日以上）の発生状況を取りまとめたので、その概要を発表します。

1 労働災害発生状況

平成30年の労働災害による死亡者数は34人（対前年比4人増）であり、2年連続して増加しました。また、休業4日以上の死傷者数は6,920人であり、対前年比で369人（5.6%増）増加しました。

労働災害の概要は、次のとおりです。

(1) 死亡災害発生状況

業種別では、「建設業」で10人（対前年比4人増）、「製造業」で6人（対前年比±0）、「清掃・と畜業」で5人（対前年比1人増）、「小売業」で3人（対前年比1人増）。

また、事故の型別では「墜落・転落」で11人（対前年比3人増）、「はさまれ・巻き込まれ」で6人（対前年比3人減）、「交通事故」で5人（対前年比1人増）、熱中症の原因である「高温・低温の物との接触」で4人（対前年比4人増）。

(2) 死傷災害発生状況

業種別では、「製造業」で1,044人（対前年比22人増）、「陸上貨物運送事業」で982人（対前年比57人増）、「小売業」で937人（対前年比98人増）、「建設業」で727人（対前年比3人減）、「社会福祉施設」で634人（対前年比13人増）。

事故の型別では、「転倒」で1,659人（対前年比243人増）、腰痛の原因である「動作の反動・無理な動作」で1,184人（対前年比61人増）、「墜落・転落」で1,072人（対前年比21人増）。

2 労働災害防止のための取組

労働災害を減少させるために、神奈川県労働局や事業者、労働者等が重点的に取り組む事項を定めた中長期計画である「第13次労働災害防止推進計画」（2018～2022年度）では、労働災害による死亡者を15%以上、休業4日以上の死傷者数を5%以上減少させることを目標とし、本年は死亡者数28人以下、休業4日以上の死傷者数6,416人以下を単年目標として

① 製造業における「はさまれ・巻き込まれ」災害の防止

② 建設業における「墜落・転落」災害の防止

③ 『STOP! 転倒災害プロジェクト神奈川』の推進等による転倒災害の防止

④ 「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」による熱中症の予防

⑤あらゆる業種の荷主企業における荷役作業中における災害の防止などを重点に取り組んでまいります。

また、『第92回 全国安全週間』（本週間：7月1日～7日）（準備期間：6月1日～30日）について、事業者、関係業界団体等に対して、積極的な労働災害防止活動の実施を働きかけます。

関係配布資料

- 1 平成30年 死亡災害発生状況（業種別・事故の型別）
- 2 平成30年 死傷災害発生状況（業種別・事故の型別）
- 3 「第13次労働災害防止推進計画の概要」（神奈川県労働局リーフレット）
- 4 STOP！ 転倒災害プロジェクト神奈川（神奈川県労働局リーフレット）
- 5 交通労働災害を防止しよう（神奈川県労働局リーフレット）
- 6 荷役作業中の安全対策にご協力を！（神奈川県労働局リーフレット）
- 7 平成30年職場における熱中症による死傷災害の発生状況
- 8 STOP！熱中症 クールワークキャンペーン（厚生労働省リーフレット）
- 9 熱中症に警戒を！！（神奈川県産業保健総合支援センターリーフレット）
- 10 第92回 全国安全週間（厚生労働省リーフレット）

平成30年発生 死亡災害発生状況(業種別・事故の型別)

(死亡災害報告による)

神奈川県労働局

型 業 種	墜落・転落	転倒	感電	飛来・落下	崩壊・倒壊	激突され	はさまれ・ 巻き込まれ	おぼれ	高温・低温 の物との接 触	爆発	交通事故 (道路)	その他	合 計	平成29年 合 計	増 減
製造業					1	1	2		1	1			6	6	
建設業	4			1			3		1		1		10	6	4
陸上貨物運送事業		1		1									2	5	-3
小売業	1										2		3	2	1
社会福祉施設															
飲食店															
清掃・と畜業	4										1		5	4	1
上記以外の業種	2		1				1	1	2		1		8	7	1
合 計	11	1	1	2	1	1	6	1	4	1	5		34	30	4
平成29年 合 計	8			2		2	9	1			4	4	30		
増 減	3	1	1		1	-1	-3		4	1	1	-4	4		

* 陸上貨物運送事業は、道路貨物運送業及び陸上貨物取扱業を示す。

平成30年発生 死傷災害発生状況(業種別・事故の型別)

【休業4日以上の死傷者数 労働者死傷病報告による】

神奈川県労働局

業種 \ 型	墜落・転落	転倒	激突	飛来・落下	はさまれ ・ 巻き込まれ	切れ・こすれ	交通事故 (道路)	動作の反動 ・ 無理な動作	左記以外	合計	平成29年 合計	増減
製造業	105	209	53	84	203	83	19	153	135	1,044	1,022	22
建設業	221	87	36	73	70	69	24	42	105	727	730	-3
陸上貨物運送事業	239	179	78	67	77	11	58	174	99	982	925	57
小売業	103	283	43	42	58	65	99	156	88	937	839	98
社会福祉施設	42	171	27	13	16	10	34	248	73	634	621	13
飲食店	28	97	17	10	20	92	18	29	67	378	364	14
上記以外の業種	334	633	97	88	117	71	268	382	228	2,218	2,050	168
合計	1,072	1,659	351	377	561	401	520	1,184	795	6,920	6,551	369
平成29年 合計	1,051	1,416	366	316	575	432	543	1,123	729	6,551		
増減	21	243	-15	61	-14	-31	-23	61	66	369		

* 陸上貨物運送事業は、道路貨物運送業及び陸上貨物取扱業を示す。

『神奈川県労働局 第13次労働災害防止推進計画』の概要

神奈川県労働局 2019年5月

計画期間

*2018年度～2022年度（5か年計画）

計画の全体目標

*2022年までに、神奈川県内の労働災害による死亡者数を15%以上減少（2017年比）

*2022年までに、神奈川県内の労働災害による死傷者数を5%以上減少（同上）

【2017年（比較基準年）：死亡者数30人、死傷者数6551人】

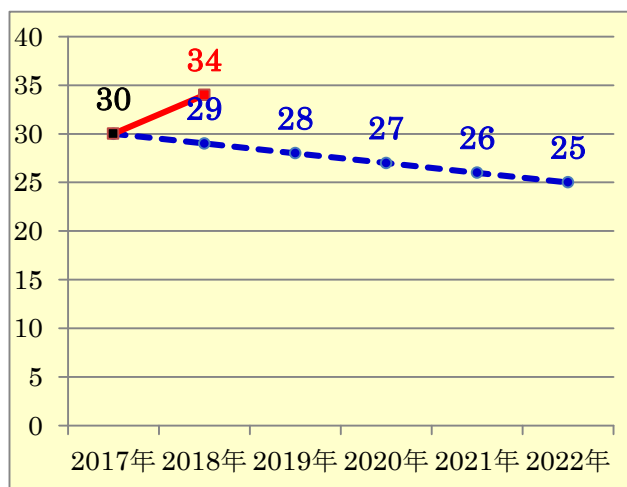
【2022年（最終目標）：死亡者数25人以下、死傷者数6223人以下】

7つの重点事項

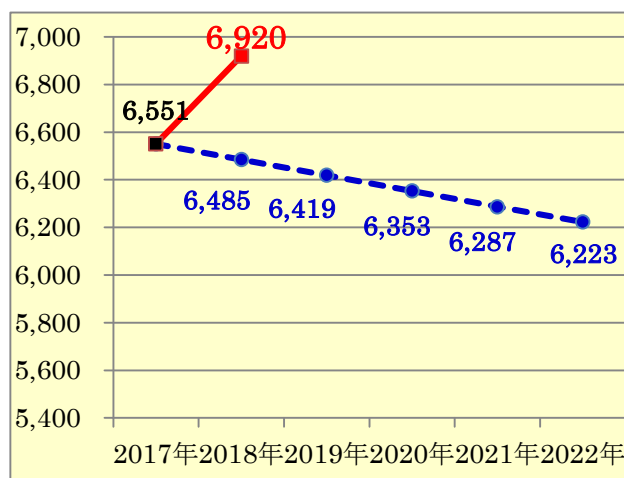
- (1) 死亡災害の撲滅を目指した対策の推進
- (2) 過労死等の防止等の労働者の健康確保対策の推進
- (3) 就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進
- (4) 疾病を抱える労働者の健康確保対策の推進
- (5) 化学物質等による健康障害防止対策の推進
- (6) 企業・業界単位での安全衛生の取組の強化
- (7) 安全衛生管理組織の強化及び人材育成の推進

2022年目標への各年の具体的数値目標

《死亡者数》



《死傷者数》



（点線のグラフは2018年計画策定時の最終目標までの指標数値）

重点事項ごとの具体的取組

1 死亡災害の撲滅を目指した対策の推進

(1) 建設業における墜落・転落災害等の防止

* 墜落・転落災害防止対策の徹底 * 解体工事における安全対策の徹底 * 2020年東京オリンピック・パラリンピック関連工事及びインフラ整備工事の増大に伴う対策の徹底 * 自然災害時、災害復旧時の工事における安全対策の徹底 * 伐木等の作業における安全管理の徹底 * 安全教育の徹底 * 「危険の見える化」措置の活用促進 * 建設業労働災害防止協会神奈川支部・各分会との連携の強化 * 熱中症予防対策の徹底

(2) 製造業における施設、設備、機械等に起因する災害の防止

* 「機械の包括的な安全基準に関する指針」によるリスクアセスメントの実施の促進 * 「はさまれ・巻き込まれ」災害の防止を重点とした、機械設備の本質安全化等災害防止対策の徹底 * 「危険の見える化」措置の活用促進 * (公社)神奈川労務安全衛生協会本部・各支部や神奈川工業会等の関係団体との連携強化

(3) 熱中症対策

* 早期警戒及び適切な作業計画による予防対策の徹底 * 健康管理等の徹底及び早めの対処等による重症化の防止 * JIS規格に適合した WBGT 値測定器の普及促進及び WBGT 値の測定とその結果に基づく必要な措置の推進 * 建設業等における先進的な取組の紹介や労働者等向けの教育ツールの普及促進

2 過労死等の防止等の労働者の健康確保対策の推進

(1) 労働者の健康確保対策の強化

* 企業における健康確保措置の推進 * 産業医・産業保健機能の強化

(2) 過重労働による健康障害防止対策の推進

* 長時間労働者に対する医師による面接指導の対象者の見直しや労働時間の客観的な把握等、労働者の健康管理対策を強化

(3) 職場におけるメンタルヘルス対策等の推進

* 各事業場における総合的なメンタルヘルス対策の推進 * 神奈川産業保健総合支援センターによる支援 * 労働者の心の健康の保持増進のための指針に基づく取組の推進 * 各事業場におけるパワーハラスメント対策の推進 * 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を活用した健康促進

3 就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進

(1) 災害の件数が増加傾向にある又は減少がみられない業種等への対応

(ア) 第三次産業対策（社会福祉施設、小売業・飲食店）

* 多店舗展開企業等に対する取組 * 「働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」の実施 * 多店舗展開企業等の本社等に対する指導の実施 * 多店舗展開企業等以外の重点業種の事業場に対する指導の実施 * 業界単位での労働災害防止対策の推進 * 中央労働災害防止協会との連携 * 安全衛生教育の推進 * 転倒災害、腰痛災害防止の推進 * 危険の見える化の推進

(イ) 陸上貨物運送事業対策

* ①墜落・転落、②荷崩れ、③フォークリフト使用時の事故、④無人暴走、⑤トラック後退時の事故（以下「荷役 5 大災害」という。）の防止対策の推進 * 陸運事業場への支援 * 「荷役作業における安全ガイドライン」、「交通労働災害防止のためのガイドライン」及び「職場における腰痛予防対策指針」に基づく荷役作業の労働災害防止対策の普及促進 * 陸運事業者及び荷主等による連絡協議会の推進 * 陸上貨物運送事業労働災害防止協会神奈川県支部との連携

(ウ) 転倒災害の防止

* 「STOP! 転倒災害プロジェクト神奈川」の効果的な展開 * 「ころばNICEかながわ体操」の周知及び活用促進

(エ) 腰痛災害の予防

* 安全衛生教育の確実な実施 * ストレッチを中心とした腰痛予防体操の推進 * 介護等の施設管理者と現場職員を対象としたセミナーへの参加勧奨 * 介護労働者の身体的負担軽減を図る介護機器の導入促進 * 荷物の積み卸し等の定型的重筋業務に対する機械等の普及促進 * 陸上貨物運送事業労働災害防止協会神奈川県支部との連携

(オ) 交通労働災害対策

* 春・秋の交通安全運動等の時期に合わせた教育の推進 * 「交通労働災害防止のためのガイドライン」の周知徹底

(カ) クレーン、移動式クレーンの玉掛け作業に起因する労働災害の防止

* 規則改正された 3t 未満の移動式クレーンに係る過負荷防止装置構造規格についての周知徹底 * 「玉掛け作業の安全

に係るガイドライン」に定める事項の周知徹底

(キ) 職場における「危険の見える化」の推進

* 「危険の見える化」に配慮した労働災害防止に関する標識、掲示等の普及促進 * 「危険の見える化」について神奈川県ホームページを活用した情報提供

(2) 高齢労働者、非正規雇用労働者、外国人労働者及び障害者である労働者の労働災害の防止

* 高齢労働者に配慮した職場環境の改善 * 転倒災害や腰痛予防のための取組強化 * (改正予定)「高齢労働者に配慮した職場改善マニュアル」及び企業の取組事例について、神奈川県ホームページ等を活用した周知活動の推進 * 「危険の見える化」措置の活用促進

4 疾病を抱える労働者の健康確保対策の推進

(1) 企業における健康確保対策の推進、企業と医療機関の連携の促進

* 法定の健康診断やその結果を踏まえた就業上の措置のみならず、労働者の健康管理に関して、経営トップの取組方針の設定・表明等、企業の積極的な取組を促進 * 労働者自ら健康の保持増進に努めるよう啓発

(2) 疾病を抱える労働者を支援する仕組みづくり

* 労働者の治療と職業生活の両立支援に取り組む企業に対する支援等を推進 * 神奈川県産業保健総合支援センター等に配置される「両立支援コーディネーター」の活用を促進

5 化学物質等による健康障害防止対策の推進

(1) 化学物質による健康障害防止対策

* 「化学物質等による危険性又は有害性の調査に関する指針」を踏まえたリスクアセスメントの実施の促進 * がん原性指針上の対象物質の有害性に関するラベル表示及び SDS 交付等、化学物質譲渡・提供者に係る基礎資料の整備を促進

(2) 石綿による健康障害防止対策

* 建築物解体工事について、石綿使用の把握漏れ防止の徹底や石綿による健康障害防止対策について周知徹底 * 労働安全衛生法に基づく届出等や石綿ばく露防止対策等を徹底

(3) 受動喫煙防止対策

* 受動喫煙防止対策の必要性及び支援制度の周知・啓発

(4) 粉じん障害防止対策

* 「第9次粉じん障害防止総合対策」に基づく粉じん障害防止対策の徹底

6 企業・業界単位での安全衛生の取組の強化

(1) 安全衛生専門人材の育成、専門人材の活用

* 安全衛生専門人材の育成及び事業場外の専門人材の活用

(2) 企業のマネジメントへの安全衛生の取組

* 安全衛生優良企業公表制度及び健康経営について周知

(3) 労働安全衛生マネジメントシステムの普及と活用

* 国際規格 ISO 45001 の発効に合わせた、労働安全衛生マネジメントシステムの普及促進 * 改訂を予定している労働安全衛生マネジメントシステムの指針の普及促進

(4) 関係行政機関及び働き方の多様化に対応した対策の推進

* 関係行政機関との連携・協働 * 国、神奈川県、各市町村との連携・協働 * 専門家との連携・協働 * 労働災害防止団体との連携・協働 * 業界団体との連携・協働 * 産業保健機関等との連携・協働

7 安全衛生教育及び人材育成の推進

* 「安全衛生教育推進要綱」に基づく教育及び研修の推進 * 労働者の生涯を通じた安全衛生教育等の実施管理体制の確立 * 「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業者が適切に対処するための指針」に示す安全衛生教育について周知・指導 * 派遣労働者に対する教育の徹底 * 事業者団体及び安全衛生団体に対する指導・援助

重点対策の目標設定

※2018年から2022年の上段は目標値、下段は実績を示す

業種		種別	2017年	減少目標	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	
災害減少	全業種	死亡者数	30	15%減少	29 34	28	27	26	25	
		死傷者数	6,551	5%減少	6,485 6920	6,416	6,353	6,287	6,223	
	小売業	死傷者数	839	5%減少	830 937	821	813	805	797	
	社会福祉施設 ※	死傷者数	621	5%減少	623 634	625	627	629	630	
	飲食店	死傷者数	364	5%減少	360 378	356	352	348	345	
	陸上貨物運送事業	死傷者数	925	5%減少	915 982	905	896	887	878	
	建設業	死亡者数	6	15%減少	5 10	5	5	5	5	
		死傷者数	730	10%減少	715 727	700	685	671	657	
	製造業	死亡者数	6	15%減少	5 6	5	5	5	5	
		死傷者数	1,022	10%減少	1,000 1044	979	959	939	919	
健康確保・職業性疾病対策	メンタルヘルス対策		① メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合を80%以上(56.6%:2016 全国値)とする。 ② ストレスチェック結果に基づき集団分析を実施した労働者50人以上の事業場の割合を85%以上(78.7%:2017 神奈川)とする。							
	腰痛予防対策	小売業	死傷者数	58	5%減少	57 65	56	55	54	54
		社会福祉施設 ※	死傷者数	131	5%減少	131 108	131	131	131	132
		飲食店	死傷者数	11	5%減少	10 10	10	10	10	10
		陸上貨物運送事業	死傷者数	70	5%減少	69 50	68	67	66	66
熱中症対策		熱中症による死亡者数を2013年から2017年までの5年間と比較して、2018年から2022年までの5年間で5%以上減少させる（5年間で3人以下→2018末現在4人）								

注1)「災害減少」の「種別」欄の「死傷者数」は、死亡及び休業4日以上の災害の略である。

注2)「災害減少」の「2022年最終目標」欄の「○○%減少」は、「2017年の災害発生件数に対して2022年までに、○○%以上減少させる」の略である。

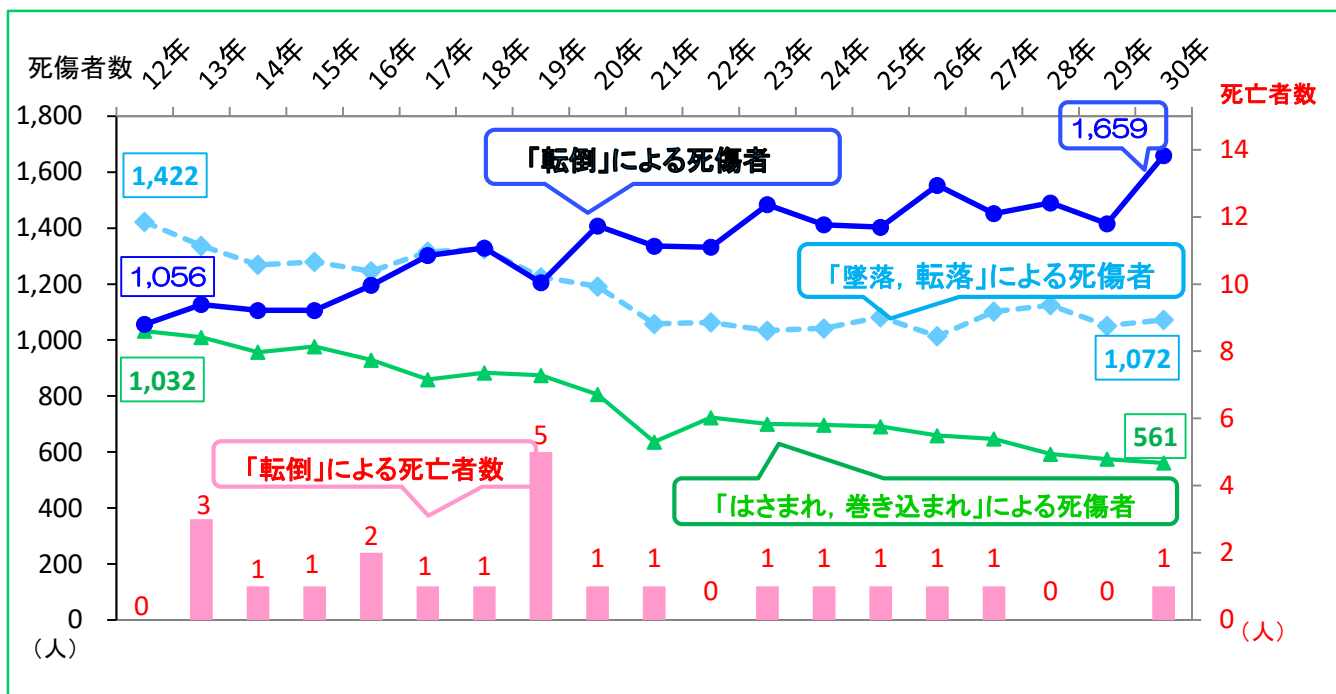
注3) 社会福祉施設については、過去の労働者の増加状況から2022年の労働者数を予測し、これを基に死傷年千人率を算定し、減少目標数を導き出したものである。

STOP！転倒災害プロジェクト神奈川

6月は転倒災害防止の
重点取組期間です！

神奈川労働局・県下各労働基準監督署

「転倒」（※事故の型）による死傷災害件数の推移
（「墜落、転落」、「はさまれ、巻き込まれ」との比較）



平成30年に神奈川県内で発生した労働災害（休業4日以上死傷災害）による死傷者数は6,920人で、事故の型別に分類すると、「転倒」が最も多く、死傷者数1,659人、全体の24.0%となりました。

神奈川県下においては、平成11年（全国では平成14年）までは、「事故の型別」として発生が多い順に「墜落、転落」「はさまれ、巻き込まれ」「転倒」でした。

平成12年から19年（全国：平成15年～16年）までは、「墜落、転落」「転倒」「はさまれ、巻き込まれ」の順となり、平成20年（全国：17年）からは「転倒」「墜落、転落」「はさまれ、巻き込まれ」の順となり、「転倒」による災害が事故の型別分類で1番多い災害となりました。

この背景としましては、「墜落、転落」災害は、「手すり先行工法に関するガイドライン（平成15年）」の普及、足場に係る法規制の強化（平成21年、27年）、「はさまれ、巻き込まれ」災害については、機械の包括的な安全基準に関する指針（平成18年）による機械の本質安全化、リスクアセスメントの実施等、事業者、関係者の取組みにより災害が減少した反面、労働者年齢の高年齢化等から転倒災害の発生件数の増加、割合が大きくなってきています。

※事故の型別分類 とは、

「事故の型および起因物分類」（昭和48年から労働省（当時）で採用された災害分類）

この分類は労働災害防止対策との結びつきを強め、かつ、できるだけ簡明に把握するため死傷災害を事故の型分類および災害の主因に焦点をおいて起因物分類の2種類とし、これらの分類および業種別等を組み合わせることにより、災害の分布状態を多角的に解明しようとするもの。（出典：労働災害の分類（中央労働災害防止協会））

「事故の型」とは、傷病を受けるもととなった「起因物」が関係した現象をいう（21分類）

「起因物」とは、災害をもたらす「もと」となった機械、装置もしくはその他の物または環境等をいう（大分類：8項目）

参 考

「事故の型」21分類：1 墜落、転落 2 転倒 3 激突 4 飛来、落下 5 崩壊、倒壊 6 激突され 7 はさまれ、巻き込まれ 8 切れ、こすれ 9 踏み抜き 10 おぼれ 11 高温・低温のものとの接触 12 有害物等との接触 13 感電 14 爆発 15 破裂 16 火災 17 交通事故（道路） 18 交通事故（その他） 19 動作の反動、無理な動作 90 その他 99 分類不能

「起因物」大分類：8項目 中分類：25項目 小分類：101項目

大分類：1 動力機械 2 物上げ装置、運搬機械 3 その他の装置 4 仮設物、建築物、構築物 5 物質、材料 6 荷 7 環境等 8 その他

神奈川県労働局における取組み

平成27年に厚生労働省と災害防止団体は、「STOP! 転倒災害プロジェクト2015」として「転倒」による災害を防止すべく全国的な取組みをはじめました。翌年の平成28年以降も継続して「転倒」による災害の防止に取り組んでいます。

神奈川県労働局においては、『STOP! 転倒災害プロジェクト神奈川』として平成27年から同様に取組みをはじめると同時に、

「ころばNICEかながわ体操」

と称して、神奈川県労働局独自に、公益財団法人かながわ健康財団の意見をきいて、転倒予防のための体操を考案しました。

神奈川県労働局・県下各労働基準監督署・労働災害防止団体では、全国安全週間の準備期間である6月と、積雪や凍結による転倒のリスクが高い2月を、重点取組期間としてこの体操の提案、周知を行っています。

転倒災害は、どのような職場でも発生する可能性があります。関係するすべての人が問題意識を持ってその危険原を見つけ、どのように改善するか「安全委員会」などで、それぞれの立場でアイデアを出し合い、検討する必要があります。

また、「転倒」という身近なテーマから職場の安全意識を高め、安心して働ける職場環境の整備、作業方法の改善等により、転倒によるリスクの低減を行いましょ。

動画をホームページで公開しています。

動画へ⇒



※ 再生できない場合があります。

https://jsite.mhlw.go.jp/kanagawa-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/hourei_seido/_120208/koribanice.html

職場の安全サイトのご紹介

転倒災害防止をはじめとする労働安全衛生に関する各種の情報を提供しています。

厚生労働省
職場のあんぜんサイト

働く人の安全を守るために有用な情報を発信し、職場の安全活動を応援します。
働く人、家族、企業が元気になる職場を創りましょう。

労働災害統計 災害事例 リスクアセスメント 実施支援システム 安全衛生キーワード 化学物質 免許・技能講習

厚生労働省のロゴ及びシンボルマークを不正使用したホームページに御注意ください。

法令・通達を
ご覧になれます。

労働災害統計

- 労働災害発生速報
- 労働災害統計
- 労働災害原因要素の分析
- 労働災害動向調査 (度数率 強度率)

災害事例

- 労働災害事例
- 死亡災害データベース
- 労働災害(死傷)データベース
- ヒヤリ・ハット事例
- 機械災害データベース

HOME

化学物質

- 化学物質情報の更新情報
- 新規化学物質関連手続きの方法
- 安衛法名称公表化学物質等
- GHSモデルラベル・SDS情報
- GHSモデルラベル作成法

STOP! 転倒災害プロジェクト

働く人に安全・安心な店舗・施設づくり推進運動

STOP! 転倒災害プロジェクト

- 転倒災害についてはこちら
- 転倒災害対策についてはこちら
- 転倒災害対策好事例についてはこちら

厚生労働省と労働災害防止団体は、休業4日以上の死傷災害で最も件数が多い「転倒災害」を減少させるため、「STOP! 転倒災害プロジェクト」を推進しています。

このサイトには、転倒災害の防止に関連する様々な情報を掲載しております。皆さまの職場での転倒災害防止対策の推進に、ぜひお役立てください。

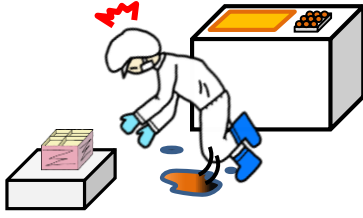
- リーフレット
- 「STOP! 転倒災害プロジェクト」要綱

職場の安全サイト <http://anzeninfo.mhlw.go.jp/> 「mhlw.go.jp」は厚生労働省のサイトです。

転倒災害の種類と主な原因

転倒災害は、大きく3種類に分けられます。あなたの職場にも、似たような危険はありませんか？

滑り



[主な原因]

- 床が滑りやすい素材である。
- 床に水や油が飛散している。
- ビニールや紙など、滑りやすい異物が床に落ちている。
(作業環境管理)

つまずき



[主な原因]

- 床に凹凸や段差がある。
- 床に荷物や商品、台車など放置されている。
- 暗くて足が見えない(照度不足)
(作業環境管理)

踏み外し



[主な原因]

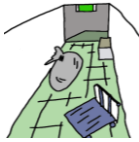
- 大きな荷物を抱えるなど、足元が見えない状態で作業をさせている。
- 暗くて足が見えない(照度不足)
- 主たる作業現場でないために、掃除が十分に行われていない。
(作業管理)

転倒災害防止対策のポイント

転倒災害を防止することで、安心して作業が行えるようになり、作業効率の向上が望めます。

4S 環境(設備)管理面の対策 [4S(整理・整頓・清掃・清潔)]

- ◆ 歩行場所に物を放置しない
- ◆ 床面の汚れ(水、油、粉等)を取り除く
- ◆ 床面の凹凸、段差等の解消
- ◆ 手すり、滑止めの設置



転倒しにくい作業方法 (作業方法等の改善)

- ◆ 時間に余裕を持って行動(作業時間の適正化)
- ◆ 滑りやすい場所では小さな歩幅で歩行(教育)
- ◆ 足元が見えにくい状態で作業させない



その他の対策

- ◆ 作業に適した靴の着用
- ◆ 職場の危険マップの作成による危険情報の共有(危険の見える化)
- ◆ 転倒危険場所にステッカー等で注意喚起
(転倒危険個所の見える化)



[コラム] 正しい靴の選び方

靴は、自分の足に合ったサイズのものを使いましょう。小さすぎる靴では足指が動かしにくく、バランスを崩したときに足の踏ん張りがきかなくなります。逆に大きすぎる靴では、歩行のたびに足が前後斜めに動いて、靴のつま先やかかかどが、足の動きに追従できなくなります。

以下のポイントにも注意して、作業に合った靴を選びましょう。

靴の屈曲性

靴の屈曲性が悪いと、足に負担がかかるだけでなく、擦り足になりやすく、つまずきの原因となります。



靴の重量

靴が重くなると、足が上がりにくくなるため、擦り足になりやすく、つまずきの原因となります。靴が重く感じられる重量には個人差がありますが、短靴では900g/足以下のものをお勧めします。

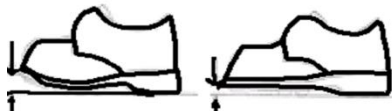
靴の重量バランス

靴の重量がつま先部に偏っていると、歩行時につま先部が上がりにくく(トウダウン)、無意識のうちに擦り足になりやすく、つまずきを生じやすくなります。



つま先部の高さ

つま先部の高さ(トゥスプリング)が低いと、ちょっとした段差につまずきやすくなります。高齢労働者ほど擦り足で歩行する傾向があるため、よりつまずきやすくなります。



靴底と床の耐滑性のバランス

滑りやすい床には滑りにくい靴底が有効ですが、滑りにくい床に滑りにくい靴底では、摩擦が強くなりすぎて歩行時につまずく場合があります。靴底の耐滑性は、職場の床の滑りやすさの程度に応じたものとする必要がありますので、靴はできるだけ履いてみてから選定することをお勧めします。

あなたの職場は大丈夫？転倒の危険をチェックしてみましょう

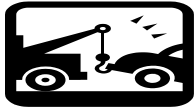
転倒災害防止のためのチェックシート

チェック項目		<input checked="" type="checkbox"/>
1	通路、階段、出口に物を放置していませんか 設備管理面	<input type="checkbox"/>
2	床の水たまりや氷、油、粉類などは放置せず、 その都度取り除いていますか	<input type="checkbox"/>
3	安全に移動できるように十分な明るさ（照度） が確保されていますか	<input type="checkbox"/>
4	転倒を予防するための教育を行っていますか	<input type="checkbox"/>
5	作業靴は、作業現場に合った対滑性があり、か つちょうど良いサイズのものを選んでいますか	<input type="checkbox"/>
6	ヒヤリハット情報を活用して、転倒しやすい 場所の危険マップを作成し、周知していますか	<input type="checkbox"/>
7	段差のある箇所や滑りやすい場所などに 注意を促す標識をつけていますか	<input type="checkbox"/>
8	ポケットに手を入れたまま歩くこと を禁止していますか	<input type="checkbox"/>
9	ストレッチ体操や転倒予防のための運動を 取り入れていますか	<input type="checkbox"/>

チェックの結果はいかがでしたか？ 問題のあったポイントが改善されれば、きっと作業効率も上がって働きやすい職場になります。

どのように改善するか「安全委員会」などで、全員でアイデアを出し合いましょう！

交通労働災害を防止しよう



神奈川県労働局
労働基準監督署

平成30年に神奈川県労働局管内にある事業場で発生した休業4日以上労働災害は、6,920件となっており、うち、交通事故による労働災害（以下「交通労働災害」という。）が520件発生しております。

交通労働災害は、「ハイヤー・タクシー業」、「新聞販売業」、「一般道路貨物運送業」、「通信業」、「バス業」、「社会福祉施設」の順に多く発生しており、全産業の約6割を占めていることから、これらの業種を「交通労働災害多発業種」として位置付け、交通安全対策への取組を強く求めています。また、交通労働災害における死亡災害は、昨年5件発生しておりますが、「小売業」、「清掃・と畜業」、「その他の事業」、「建築工事業」で発生し、交通労働災害多発業種以外の業種においても、交通事故による死亡災害が後を絶たない状況にあるため、全産業において、引き続き交通労働災害防止に向けた取組を実施していただくようお願いいたします。

交通労働災害の現状と対策への取組

・過去10年間の統計から、死亡災害は5月、9月、年末年始（12月、1月）に多く発生し、休業4日以上の災害は梅雨期（6月、7月）、年度末（3月）に集中して増加する傾向があります。

・昨年の死亡交通労働災害の主な原因は、運転操作の誤りや交差点内など右折時の事故によるものです。

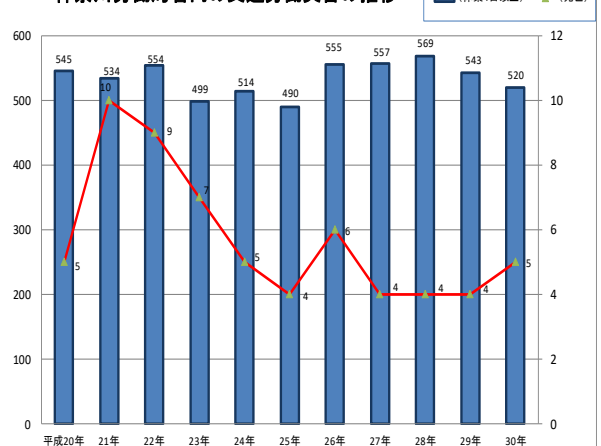
交通労働災害ワースト業種（ ）内は前年比

- 1位 ハイヤー・タクシー業・・・99件（-23件）
- 2位 新聞販売業・・・・・・66件（-3件）
- 3位 一般道路貨物・・・・・・50件（+4件）
- 3位 通信業・・・・・・44件（-2件）
- 5位 バス業・・・・・・41件（+1件）
- 6位 社会福祉施設・・・・・・34件（±0件）

平成30年死亡交通労働災害発生概要

- 6月 バイクで配達中、交差点を右折した時に直進してきた対向車と衝突したものの。（小売業）
- 8月 ゴミ収集場所に塵芥車を停車させ、作業していたところ、無人で傾斜地を後退してきた同車と塀の間に挟まれたもの。（清掃・と畜業）
- 9月 系列の他店舗に不足した消耗品をバイクで届けるために交差点を直進したところ、左から来た乗用車と衝突したものの。（小売業）
- 9月 高速道路の交通誘導を行っていた被災者が、道路を横断するために減速した大型車を確認し、横断しようとしたところ、大型車の左側から追い越してきた乗用車にはねられたもの。（その他の事業）
- 12月 出張先の海外において、乗用車で高速道路を移動中、センターラインをはみ出した対向車両のバスと正面衝突したものの。（建築工事業）

神奈川県労働局管内の交通労働災害の推移



交通労働災害防止対策に取り組みましょう！

平成31年4月末日現在、休業4日以上の交通労働災害は107件（うち死亡2件）発生し、前年同期比-36件（死亡+2件）となっております。

すべての事業場において、交通労働災害防止に向けた取組をお願いします。

※ 裏面の自主点検を実施して交通労働災害防止の取組をお願いします。



神奈川県労働局・労働基準監督署



(R元.5)

職場からはじめる交通労働災害防止対策の取組

第1ステップ 経営トップの目的意識と管理体制等の整備

- 1 経営トップが方針、目標の表明を行った上で、交通労働災害防止対策をスタートしている。
- 2 交通労働災害防止対策を中心となって実施する者(安全管理者、運行管理者、安全運転管理者等)を選任し、役割、責任及び権限を付与した上、労働者に周知している。
- 3 安全委員会等の組織や朝礼等を利用して、交通労働災害防止活動を実施している。

はい・いいえ

はい・いいえ

はい・いいえ

第2ステップ 適正な労働時間等の管理、走行管理及び健康管理等

- 1 疲労による交通事故を防止するため、自動車運転者の労働時間等の改善のための基準(改善基準告示)等を遵守し、無理のない適正な走行計画によって運転業務従事者の十分な睡眠時間等の確保に配慮した適正な労働時間等の管理及び走行管理を行っている。
- 2 定期的に健康診断を実施し所見が認められた者に対する適切な就業上の措置、乗務開始前の点呼等により、疾病、疲労、睡眠不足、飲酒など健康状態の確認・結果の記録、心身両面にわたる健康の保持増進を継続的に実施するなど適切な健康管理を行っている。
- 3 陸運事業者及び荷主(特に、製造業及び建設業、スーパー等の小売業、物流業の元請等)は、事前に荷役作業の有無を確認し、運転者の疲労に配慮した十分な休憩時間を確保した到着時間の設定及び安全な走行計画を作成している。
- 4 荷の過積載、偏過重が生じないよう適正な積載とともに、荷崩れ等の防止の措置を行っている。
- 5 走行前の車両点検と補修等を実施するほか、走行中の異常時の対応をあらかじめ決めている。

はい・いいえ

はい・いいえ

はい・いいえ

はい・いいえ

はい・いいえ

第3ステップ 交通安全教育の実施と災害防止に対する意識の高揚

- 1 交通法規、自動車運転者の改善基準告示等の遵守、睡眠時間確保の必要性等の事項について雇入れ時及び日常の教育を実施するとともに、継続的な交通危険予知訓練を行っている。
- 2 各事業場で教育指導、認定試験を行い合格した者に運転業務を認める認定制度を導入している。
- 3 マイクロバス等で送迎を行う場合は、十分な運転技能を有する者に行わせるようにしている。
- 4 運転業務以外の業務の勤務終了後に労働者に自動車等を運転させる場合には、疲労に配慮して他の業務の軽減等を実施している。
- 5 ポスター掲示、表彰制度、交通労働災害防止大会の開催等により運転者の交通労働災害防止に対する意識高揚を図っている。
- 6 警察等からの交通事故発生情報、デジタコ情報、ヒヤリ・ハット事例等を活用した「交通安全情報マップ」を作成し、職場の全員に示し、交通事故防止について注意喚起を図っている。

はい・いいえ

はい・いいえ

はい・いいえ

はい・いいえ

はい・いいえ

はい・いいえ

第4ステップ わが社の交通労働災害防止目標

目標を定めて取り組んでください。

交通事故無災害目標	交通労働災害 _____ 日以上 連続無災害へ挑戦!
重点事項	
事業者からのメッセージ	

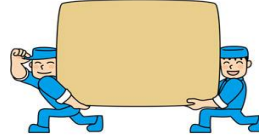
注意: 無災害目標は、過去の社内記録を参考に無理のない目標を設定し全労働者が見やすい個所へ掲示してください。

お問い合わせは、神奈川労働局労働基準部安全課 (045-211-7352) までお願いします。

各項目で「はい・いいえ」があった場合、見直しに向けた取組をお願いします。

荷役作業中の安全対策に

ご協力を!



神奈川県労働局
労働基準監督署

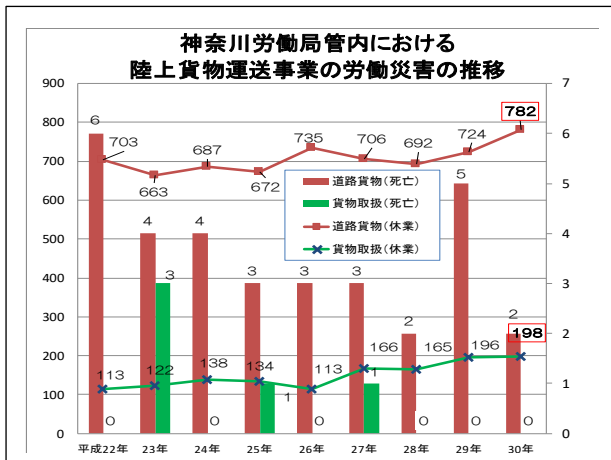
平成30年に神奈川県労働局管内で発生した休業4日以上の労働災害は、**6,920件**となっており、昨年よりも残念ながら**369件増加**しました。このうち、陸上貨物運送事業においては、荷主先での荷役作業中の労働災害（以下「荷役災害」という。）などによって**2名の尊い命が失われた**ほか、休業4日以上の労働災害が**982件発生し前年比57件(+6.2%)増加**しました。

陸上貨物運送事業では、荷主先においてコンテナやパレット、建設資材、飲食料品等の荷物の積込み、積卸し作業（いわゆる「付帯作業」）での労働災害が増加傾向となっており、トラック運転者のみならずフォークリフトの運転者や周辺の作業員の方々も、墜落・転落災害、転倒災害、荷物の飛来・落下や激突による災害等で被災しております。

このような荷役災害の多くは、荷主先における安全な設備対策もなく事前連絡も不十分な状況のまま荷役作業を行っていることが原因であり、このような荷役作業中の労働災害を、単に陸上貨物運送業者の取組のみならず、特に、荷主企業（全業種）に対し、安全な設備対策の構築と協力が求められております。

災害統計等

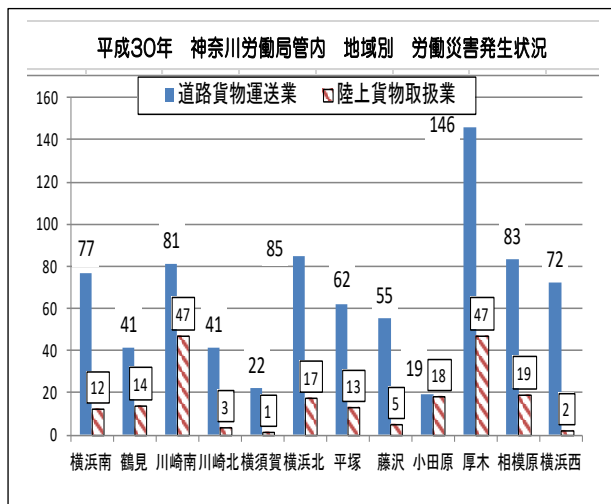
(1) 神奈川県労働局管内における陸上貨物運送事業の労働災害の推移



道路貨物運送業		陸上貨物取扱業	
休業4日以上14,376人(うち死亡93人)		休業4日以上1,425人(うち死亡6人)	
1	大阪 1216 (+135)	1	神奈川県 198 (+2)
2	埼玉 1030 (+104)	2	千葉 190 (-6)
3	東京 949 (+32)	3	大阪 174 (+13)
4	愛知 892 (+50)	4	愛知 132 (+15)
5	北海道 795 (+18)	5	東京 125 (-2)
6	神奈川県 784 (+55)		

※ () 内の数字は前年比

資料:平成30年発生労働者死傷病報告受理件数(死傷災害累計)



災害発生状況から

- 平成30年に神奈川県労働局管内で発生した陸上貨物運送事業（道路貨物運送業と陸上貨物取扱業）における労働災害982件は、全国ワースト5位となっています。
- 道路貨物運送業では、784件の労働災害が発生し全国ワースト6位となっています。
- 陸上貨物取扱業では、198件の労働災害が発生し全国ワースト1位となっています。
- 陸運業の労働災害は、大都市圏を中心に主要な高速道路や工業地域を有している地域ほど多発する傾向にあり、災害の多くは、荷主先等の作業場所で発生しています。

(2)平成30年神奈川県管内の陸上貨物運送事業で発生した死亡災害事例

発生月 発生時刻	業 種 事業場規模	起 因 物 事故の型	発 生 概 要
10月 5時頃	陸上貨物運送事業 30名～49名	人力クレーン等 飛来、落下	配送先で荷卸しのために貨物自動車の荷台からロールボックスパレット(約300kg)をテールゲートリフターに移動させたところ、ロールボックスパレットが地上に落下し、被災者が下敷きとなったもの。
10月 8時頃	陸上貨物運送事業 30名～49名	通 路 転 倒	廃プラスチックの収集運搬作業中、集積場所へ向かう途中、下り坂道で転倒し、顔を強打したもの。

事業者や安全管理者、安全衛生推進者等の方々に理解してほしいこと

荷役災害を発生させた「荷主先等」の状況から・・・

荷主先等で発生しているトラック運転者の労働災害の多くは、荷主先において安全な荷役設備がない状況で作業を行った結果、トラックの荷台から墜落しているものや荷主先労働者と陸運事業者のトラック運転者等が混在するなか、連絡調整なく荷役作業を行っている状況が確認されています。

荷役災害はどのようなことが原因で発生しているのか？

トラックの荷台に荷物を積み・積卸す作業には、多くの事業場でフォークリフト等の車両系荷役運搬機械を使用して作業を行っておりますが、**労働安全衛生規則第151条の4**で選任が義務付けられている「**車両系荷役運搬機械等の作業指揮者**」や**同規則第151条の70**で定められている「**積み・積卸しの作業指揮者**」が未選任であるもの。また、作業指揮者が選任されていても**作業指揮者に必要な安全教育**が行われないまま荷役作業を実施していることが原因となっています。

安全な荷役作業を行わせるためには・・・

事前に、トラック業者と荷主先等において荷役作業に係る役割分担を決定した上で、車両系荷役運搬機械等を用いて作業を行う事業者は**同規則第151条の3**に基づき安全な作業を行うため「**作業計画**」を作成し、**作業指揮者に作業計画に基づいた作業の指揮を行わせることが大切です。**

陸運事業者の労働者が行う荷役作業における労働災害の防止について

- 労働安全衛生関係法令等とあわせて、陸運事業者及び荷主等がそれぞれ取り組むべき事項を具体的に示した「**陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン**」(平成25年3月25日付け基発0325第1号(以下、「荷役ガイドライン」という。))が策定されています。

荷役作業の有無の事前確認について

- 荷役ガイドラインでは、荷役作業等の付帯作業について、荷役作業の役割分担を決定した上で、**事前に安全作業連絡書等**により連絡調整することを荷主等事業者と陸運事業者に求めております。(「荷役ガイドライン」に**安全作業連絡書(例)**が示されております。)

作業指揮者への安全教育については、通達等に基づき事業者が実施することとなります。

- 車両系荷役運搬機械等作業指揮者に対する安全教育について(平成4年12月11日付け基発第650号)
- 貨物自動車への積卸し作業等に対する安全教育について(昭和60年3月13日付け基発第133号)

※作業指揮者への安全教育を実施している労働災害防止団体等(教育機関)については・・・

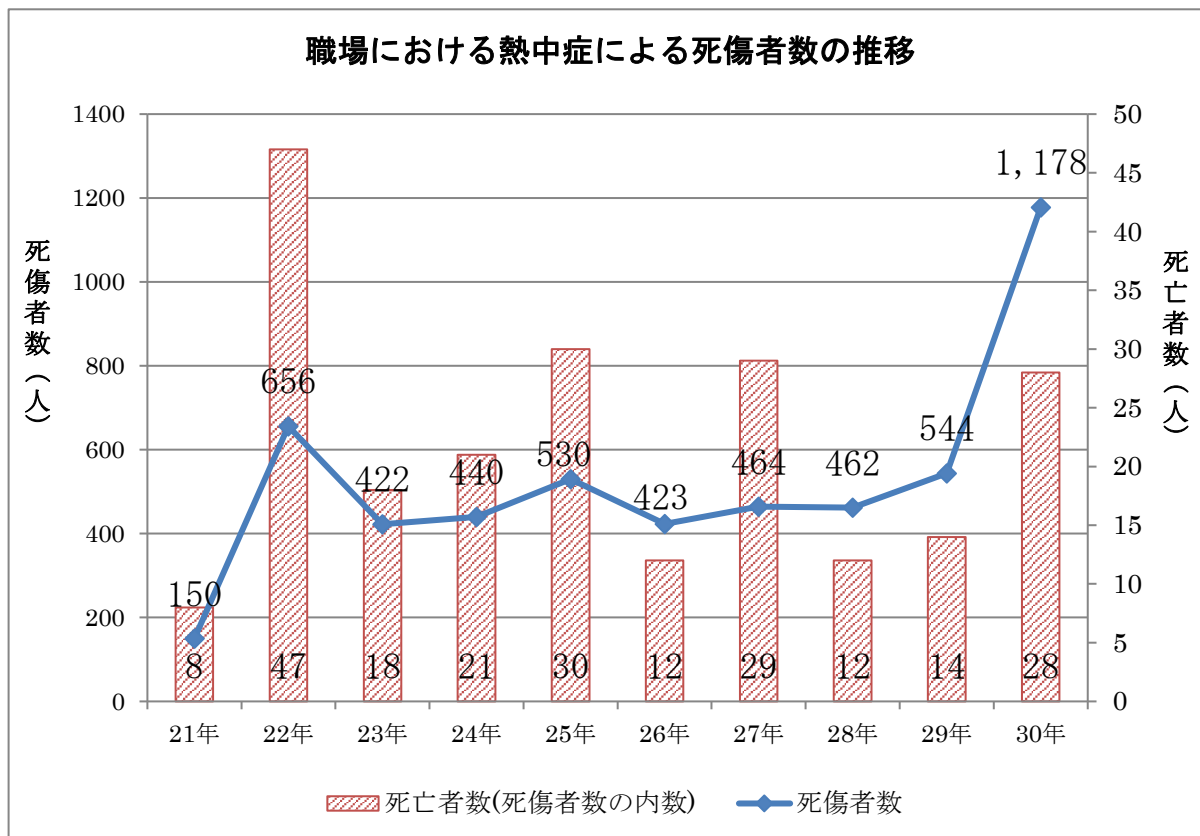
- 上記の通達に基づき、以下の団体において実施されます。
※ 神奈川県管内では、**陸上貨物運送事業労働災害防止協会神奈川県支部(電話 045-472-1818)**において実施される予定となっております。(詳しくは、当協会のホームページ等をご覧ください。)

資料についてのお問い合わせは、神奈川県労働基準部安全課(045-211-7352)までお願いします。

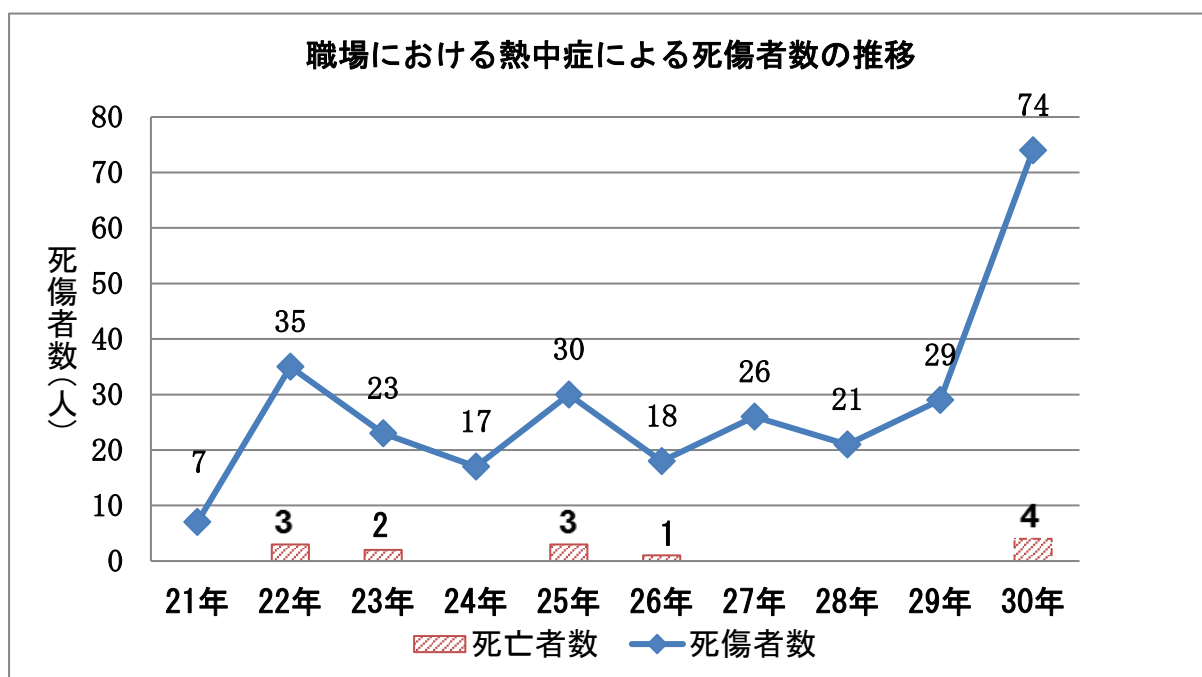
平成 30 年職場における熱中症による死傷災害の発生状況

1 職場における熱中症による死傷者数の推移（平成 21～30 年）

【全国】

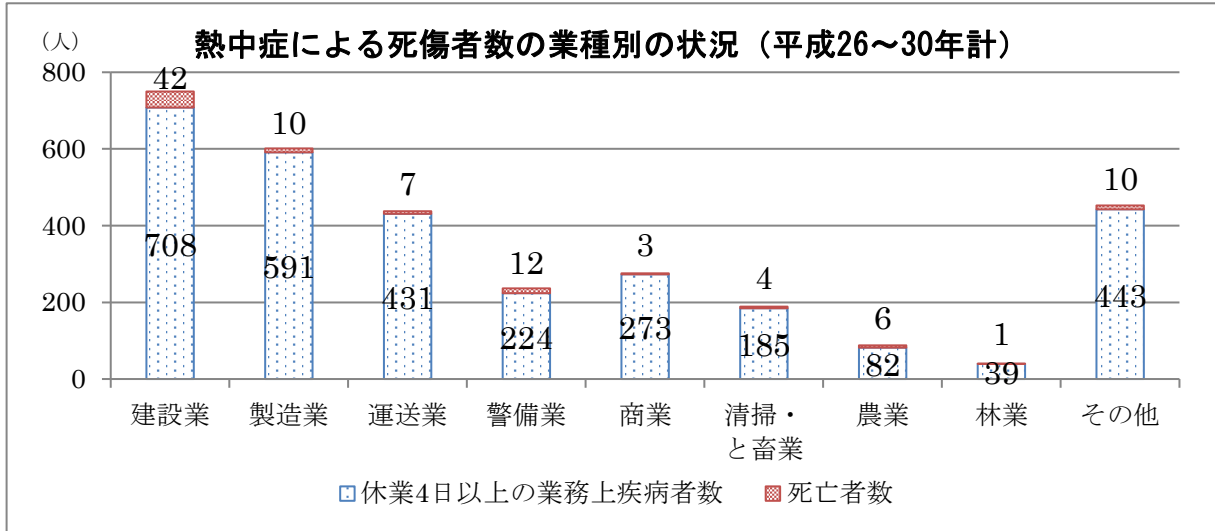


【神奈川県】

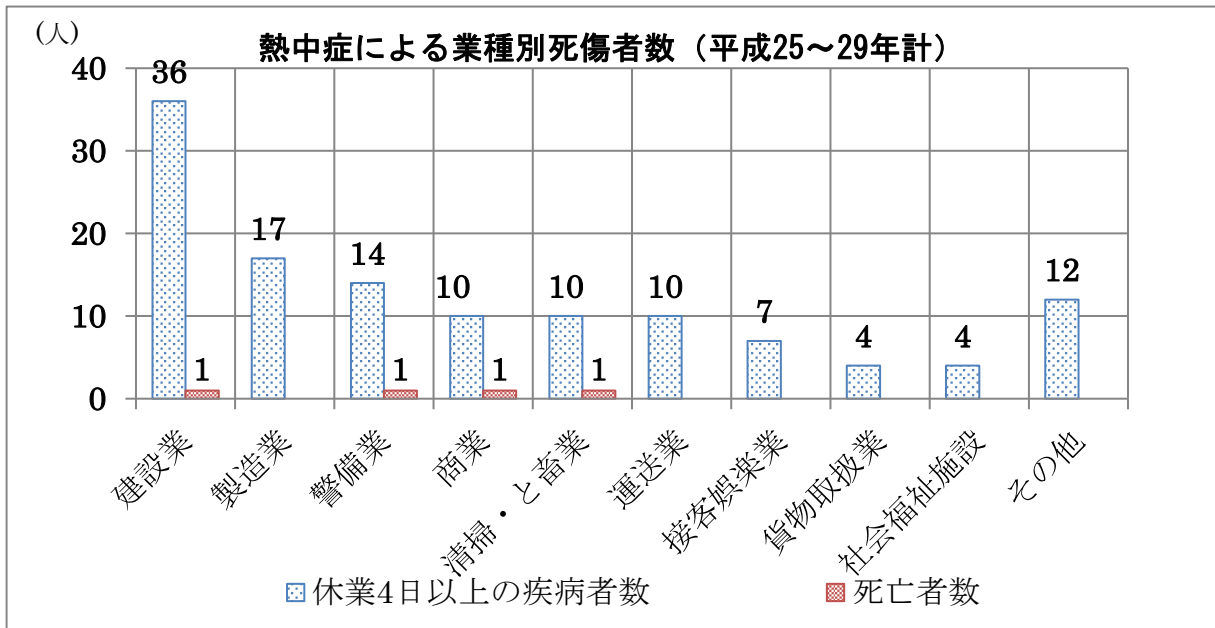


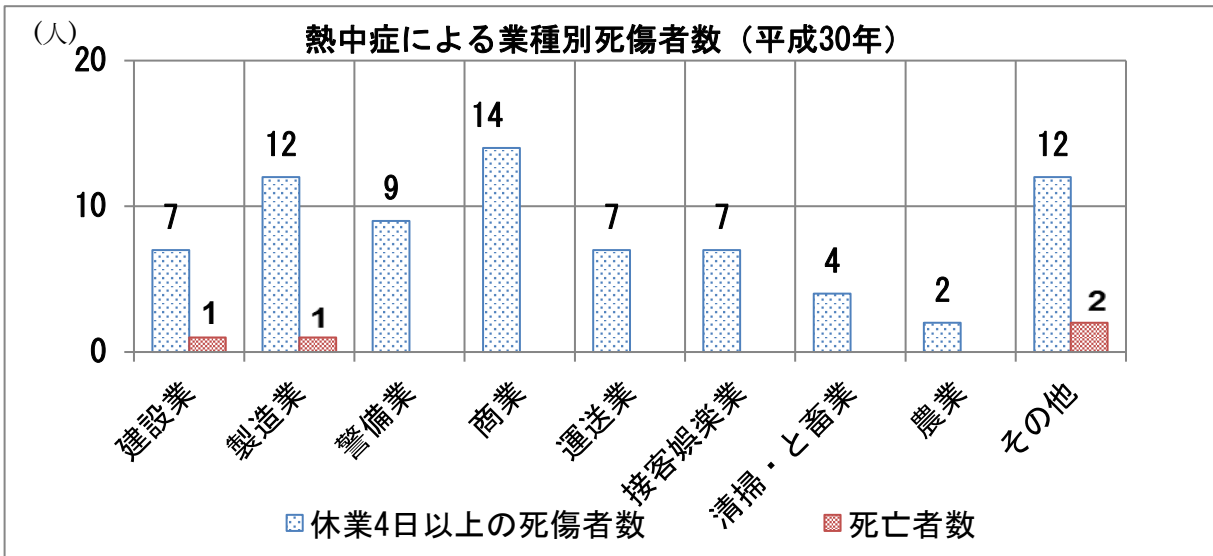
2 業種別発生状況

【全国】



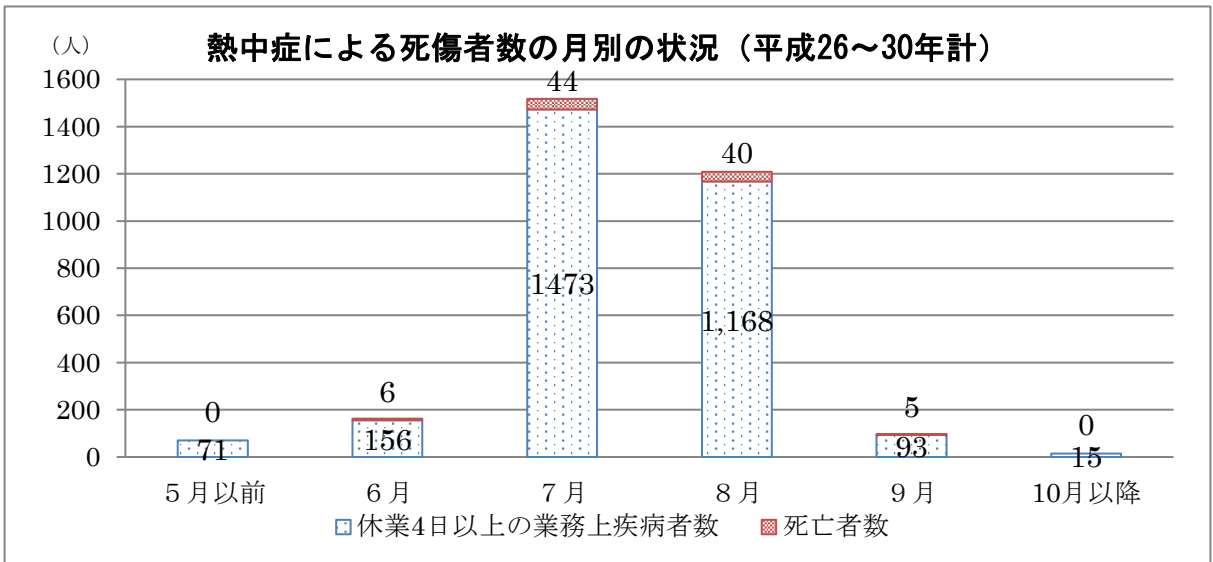
【神奈川県】



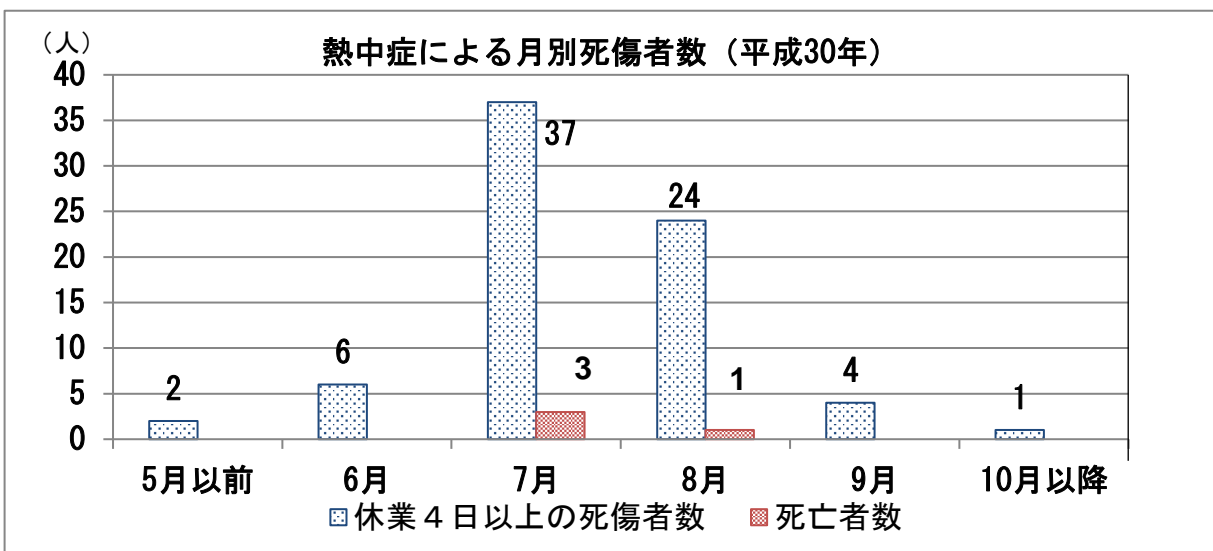


3 月別発生状況

【全国】



【神奈川県】



STOP! 熱中症

クールワークキャンペーン

令和元年5月～9月

— 熱中症予防対策の徹底を図る —

職場における熱中症で亡くなる人は、毎年全国で10人以上にのぼり、4日以上仕事を休む人は、400人を超えています。厚生労働省では、労働災害防止団体などと連携して、「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン」を展開し、職場での熱中症予防のための重点的な取組を進めています。各事業場でも、事業者、労働者の皆さまご協力のもと、熱中症予防に取り組みましょう!


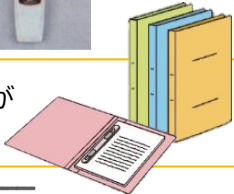




●実施期間：令和元年5月1日から9月30日まで（準備期間平成31年4月、重点取組期間令和元年7月）



事業場では、期間ごとの実施事項に重点的に取り組んでください。

確実に実施したかを確認し、□にチェックを入れましょう!

準備期間（4月1日～4月30日）

<input type="checkbox"/>	暑さ指数（WBGT値）の把握の準備	JIS規格「JIS B 7922」に適合した 暑さ指数計 を準備しましょう。	
<input type="checkbox"/>	作業計画の策定など	暑さ指数に応じて、作業の中止、休憩時間の確保などができるよう 余裕を持った作業計画 をたてましょう。	
<input type="checkbox"/>	設備対策・休憩場所の確保の検討	簡易な屋根の設置、通風または冷房設備やミストシャワーなどの設置により、 暑さ指数を下げる方法 を検討しましょう。また、作業場所の近くに 冷房 を備えた休憩場所や 日陰 などの涼しい休憩場所を確保しましょう。	
<input type="checkbox"/>	服装などの検討	通気性のいい作業着 を準備しておきましょう。 送風機能のある作業服 や クールベスト なども検討しましょう。	
<input type="checkbox"/>	教育研修の実施	熱中症の防止対策について、 教育 を行いましょ。	
<input type="checkbox"/>	熱中症予防管理者の選任と責任体制の確立	熱中症に詳しい人の中から 管理者を選任 し、事業場としての 管理体制を整え ましょう。	
<input type="checkbox"/>	緊急事態の措置の確認	体調不良時に搬送する病院や緊急時の対応について確認を行い、周知しましょう。	

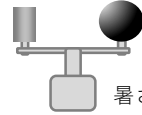
【主催】厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団法人全国警備業協会 【協賛】公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会 【後援】関係省庁（農林水産省、国土交通省、環境省）

キャンペーン期間（5月1日～9月30日）

STEP 1

☐ **暑さ指数（WBGT値）の把握**

JIS 規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を測りましょう。



暑さ指数計の例

STEP 2

準備期間中に検討した事項を確実に実施するとともに、測定した暑さ指数に応じて次の対策を取りましょう。

<input type="checkbox"/>	暑さ指数を下げるための設備の設置		<p>休憩！</p>
<input type="checkbox"/>	休憩場所の整備		
<input type="checkbox"/>	涼しい服装など		
<input type="checkbox"/>	作業時間の短縮	暑さ指数が高いときは、 単独作業を控え 、暑さ指数に応じて 作業の中止 、 こまめに休憩をとる などの工夫をしましょう。	
<input type="checkbox"/>	熱への順化	暑さに慣れるまでの間は 十分に休憩を取り 、 1週間程度かけて徐々に身体を慣らし ましょう。	
<input type="checkbox"/>	水分・塩分の摂取	のどが渴いていなくても 定期的に水分・塩分 を取りましょう。	
<input type="checkbox"/>	健康診断結果に基づく措置	①糖尿病、②高血圧症、③心疾患、④腎不全、⑤精神・神経関係の疾患、⑥広範囲の皮膚疾患、⑦感冒、⑧下痢 などがあると熱中症にかかりやすくなります。医師の意見をきいて人員配置を行いましょう。	
<input type="checkbox"/>	日常の健康管理など	前日の飲みすぎはないか、寝不足ではないか、当日は朝食をきちんと取ったか、管理者は確認しましょう。熱中症の具体的症状について説明し、早く気付くことができるようにしましょう。	
<input type="checkbox"/>	労働者の健康状態の確認	作業中は管理者はもちろん、作業員同士お互いの健康状態をよく確認しましょう。	

STEP 3

熱中症予防管理者は、暑さ指数を確認し、巡視などにより、次の事項を確認しましょう。

- 暑さ指数の低減対策は実施されているか
- 各労働者が暑さに慣れているか
- 各労働者は水分や塩分をきちんと取っているか
- 各労働者の体調は問題ないか
- 作業の中止や中断をさせなくてよいか

☐ **異常時の措置**

～少しでも異常を感じたら～

- ・ **一旦作業を離れる**
- ・ **病院へ運ぶ、または救急車を呼ぶ**
- ・ **病院へ運ぶまでは一人きりにしない**

重点取組期間（7月1日～7月31日）

- 暑さ指数の低減効果を改めて確認し、必要に応じ追加対策を行いましょう。
- 特に梅雨明け直後は、暑さ指数に応じて、作業の中断、短縮、休憩時間の確保を徹底しまししょう。**
- 水分、塩分を積極的に取りましよう。**
- 各自が、睡眠不足、体調不良、前日の飲みすぎに注意し、当日の朝食はきちんと取りましよう。
- 期間中は熱中症のリスクが高まっていることを含め、重点的に教育を行いましよう。
- 少しでも異常を認めたときは、ためらうことなく、すぐに救急車を呼びましよう。**



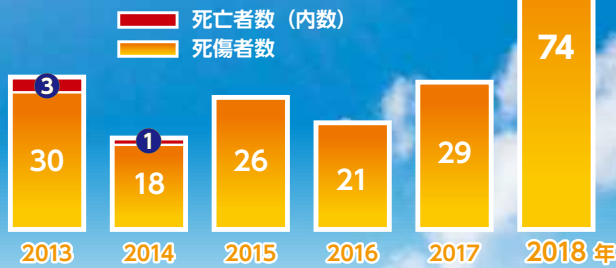
熱中症に警戒を!!

2018年(平成30年)熱中症による神奈川県内の

休業4日以上の死傷者数 **74名**
 死亡者数 **4名**



神奈川県内における熱中症発生状況
 (死亡及び休業4日以上災害)



熱中症とは?

高温・多湿の環境下で、体内の水分および塩分のバランスが崩れたり、体内の調整機能が破綻するなどして発症する障害の総称で、症状などにより以下のように分類されます。

本格的な夏を迎える前から、あらゆる職場で熱中症の予防対策を計画的に進め、

働く人の身を守りましょう。

1 症状



熱中症
I度



めまい・失神

「立ちくらみ」のこと。「熱失神」と呼ぶこともある。



筋肉の硬直

「こむら返り」のこと。「熱けいれん」と呼ぶこともある。



大量の発汗

熱中症
II度



頭痛

体がぐったりする、力が入らない、など。従来「熱疲労」と言われていた状態。



吐き気・嘔吐



倦怠感・虚脱感

熱中症
III度



意識障害・けいれん

呼びかけや刺激への反応がおかしい、ガクガクと引きつけがある、まっすぐに歩けない、など。



手足の運動障害



高い体温

体に触れると熱いという感触があります。

※ 風邪など他の病気、中毒にも似た症状があります。始業前、休憩時など、体温を定期的にチェックしましょう。



独立行政法人 労働者健康安全機構

神奈川県産業保健総合支援センター

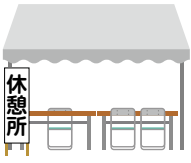
2

予防対策

職場における熱中症予防対策のポイント

直射日光等により高温・多湿になる屋外作業場所などでは、熱中症を予防するため次の対策に努めてください。

① 休憩場所の整備



- 冷房を備えた休憩場所・日陰などの涼しい休憩場所の設置
- 氷、冷たいおしぼりなどの身体を適宜に冷やすことのできる物品や設備の設置
- 飲料水・塩分などの備付け

③ 作業時間の短縮

- 作業の休止時間・休憩時間の確保、連続作業時間の短縮、身体作業強度が高い作業の回縮

④ 熱への慣れ・適応

- 計画的な熱への順化期間の設定

⑤ 水分・塩分の摂取



⑥ 通気性の良い服装の着用

- 通気性のいい作業着や、クールベストなどの着用の検討



⑦ 日常の健康管理

- 健康診断結果などによる作業者の健康状態の把握（糖尿病、高血圧、心疾患などの疾患は、熱中症の発症に影響を与えるおそれがあります）



⑧ 熱中症についての教育

- 熱中症の症状、熱中症の予防方法、緊急時の救急処置、熱中症の事例についてあらかじめ教育を行う

② 暑さ指数（WBGT値）の活用

WBGT値と気温、相対湿度との関係
相対湿度 (%)

WBGT値	相対湿度 (%)																
	20	25	30	35	40	45	50	55	60	65	70	75	80	85	90	95	100
40	29	30	31	32	33	34	35	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44
39	28	29	30	31	32	33	34	35	35	36	37	38	39	40	41	42	43
38	28	28	29	30	31	32	33	34	35	35	36	37	38	39	40	41	42
37	27	28	29	29	30	31	32	33	34	35	35	36	37	38	39	40	41
36	26	27	28	29	29	30	31	32	33	34	34	35	36	37	38	39	39
35	25	26	27	28	29	29	30	31	32	33	33	34	35	36	37	38	38
34	25	25	26	27	28	29	29	30	31	32	33	33	34	35	36	37	37
33	24	25	25	26	27	28	28	29	30	31	32	32	33	34	35	35	36
32	23	24	25	25	26	27	28	28	29	30	31	31	32	33	34	34	35
31	22	23	24	24	25	26	27	27	28	29	30	30	31	32	33	33	34
30	21	22	23	24	24	25	26	27	27	28	29	29	30	31	32	32	33
29	21	21	22	23	24	24	25	26	26	27	28	29	29	30	31	31	32
28	20	21	21	22	23	23	24	25	25	26	27	28	28	29	30	30	31
27	19	20	21	21	22	23	23	24	25	25	26	27	27	28	29	29	30
26	18	19	20	20	21	22	22	23	24	24	25	26	26	27	28	28	29
25	18	18	19	20	20	21	22	22	23	23	24	25	25	26	27	27	28

WBGT値	注意 25℃未満	警戒 25℃～28℃	嚴重警戒 28℃～31℃	危険 31℃以上
-------	-------------	---------------	-----------------	-------------

※暑さ指数（WBGT値）とは、①温度、②湿度、③輻射熱の3つを取り入れた指標で、単位は気温と同じ「℃」で示されます。
※「WBGT値測定器」について、JIS規格が制定されています。

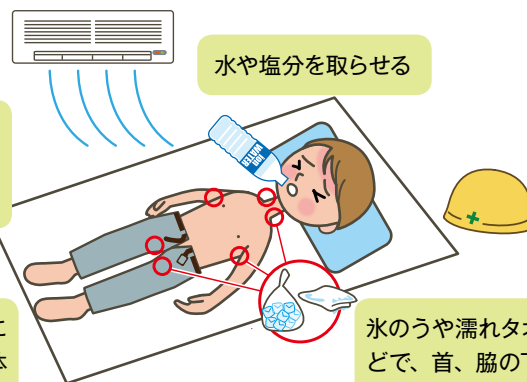
熱中症予防管理者は、暑さ指数を確認し、巡視等により、次の事項を確認しましょう。

- 暑さ指数の低減対策は実施されているか
- 各労働者が暑さに慣れているか
- 各労働者の体調は問題ないか
- 作業の中止や中断をさせなくてよいか
- 各労働者は水分や塩分をきちんと取っているか



3

応急処置



暑い現場から涼しい日陰か、冷房が効いている部屋などに移す

衣類を緩めて（場合によっては脱がせて）、体から熱の放射を助ける

水や塩分を取らせる

氷のうや濡れタオルなどで、首、脇の下、足の付け根を冷やす

あらかじめ緊急連絡網を作成し、関係者に知らせておいてください。また、作業現場の近くの病院や診療所の場所を確認してください。



異常時の措置

呼びかけに対する返事がおかしいなど意識障害がある場合、自力で水分が摂取できない場合、症状が回復しない場合、その他必要と認める場合には、直ちに医療機関に搬送してください。

ご不明な点がございましたら右記までお問い合わせください

神奈川県労働局 健康課 (☎045-211-7353)
各労働基準監督署

第92回

全国安全週間

期間 令和元年 7月1日(月)~7日(日)

【準備期間：令和元年 6月1日(土)~30日(日)】

スローガン

あら じだい
新たな時代に PDCA
きず さいしょくば
みんなで築こう ゼロ災職場



※転倒災害防止のための「長靴底 すり減りの見える化」
(あんぜんプロジェクトから)



PDCA サイクル「計画(Plan)- 実施(Do)- 評価(Check)- 改善(Act)という一連の過程」を確立し、
事業場での自主的な安全衛生管理をより一層推進するとともに、安全な職場環境を形成しよう!

【主唱】厚生労働省、中央労働災害防止協会

【協賛】建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

全国安全週間

期 間：令和元年7月1日(月)～7日(日)

【準備期間：令和元年6月1日(土)～30日(日)】

スローガン

あら じだい
新たな時代に PDCA
きず さいしょくば
みんなで築こう ゼロ災職場

全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という崇高な基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、今年で92回目を迎えます。

この間、事業場では、労使が協調して労働災害防止対策が展開されてきました。この努力により労働災害は長期的には減少しており、平成30年の労働災害については、死亡災害は過去最低となりました。しかし、休業4日以上之死傷災害については、転倒災害の増加等により3年連続で前年を上回ります。また、平成30年には、労働災害の防止のために、国、事業者、労働者などの関係者が重点的に取り組む事項を定めた「第13次労働災害防止計画」や、企業での自主的な安全衛生管理のための取組を体系的かつ継続的に実施するための仕組みである「労働安全衛生マネジメントシステム」に関するJISが制定されました。

こうした状況を踏まえ、皆様の職場におきましても、「新たな時代に PDCA みんなで築こう ゼロ災職場」のスローガンのもと、事業者が労働者の協力の下に、マネジメントシステムの基本をなす PDCA サイクル「計画(Plan) - 実施(Do) - 評価(Check) - 改善(Act) という一連の過程」を確立し、事業場での自主的な安全衛生管理をより一層推進するとともに、安全な職場環境を形成していただくようお願いします。

主唱 厚生労働省、中央労働災害防止協会
協賛 建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会
港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

※裏面の「平成31年度全国安全週間実施要綱について」もご覧ください。

実施者の実施事項

① 安全衛生活動の推進

ア. 安全衛生管理体制の確立

(ア) 年間を通じた安全衛生計画の策定、安全衛生規程及び安全作業マニュアルの整備 (イ) 経営トップによる統括管理、安全管理者等の選任 (ウ) 安全衛生委員会の設置及び労働者の参画を通じた活動の活性化 (エ) 労働安全衛生マネジメントシステムの導入等によるPDCAサイクルの確立

イ. 職業生活における安全衛生教育計画の樹立と効果的な安全衛生教育の実施等

(ア) 経営トップから第一線の現場労働者までの階層別の安全衛生教育の実施、特に、雇入れ時教育の徹底及び未熟練労働者に対する教育の実施 (イ) 就業制限業務、作業主任者を選任すべき業務での有資格者の充足 (ウ) 災害事例、安全作業マニュアルを活用した教育内容の充実 (エ) 労働者の安全作業マニュアルの遵守状況の確認

ウ. 自主的な安全衛生活動の促進

(ア) 発生した労働災害の分析及び再発防止対策の徹底 (イ) 職場巡視、4S活動(整理、整頓、清掃、清潔)、KY(危険予知)活動、ヒヤリ・ハット等の日常的な安全活動の充実・活性化

エ. リスクアセスメントの実施

(ア) リスクアセスメントによる機械設備等の安全化、作業方法の改善 (イ) SDS(安全データシート)等により把握した危険有害性情報に基づく化学物質のリスクアセスメント及びその結果に基づく措置の推進(「ラベルでアクション」の取組の推進)

オ. その他の取組

(ア) 安全に係る知識や労働災害防止のノウハウの着実な継承 (イ) 外部の専門機関、労働安全コンサルタントを活用した安全衛生水準の充実

② 業種の特性に応じた労働災害防止対策

ア. 建設業における労働災害防止対策

(ア) 一般的事項 a 足場等からの墜落・転落防止対策の実施、手すり先行工法の積極的な採用、改正された法令に基づくフルハーネス型墜落制止用器具の積極的な導入と適切な使用 b 職長、安全衛生責任者等に対する安全衛生教育の実施 c 元方事業者による統括安全衛生管理、関係請負人に対する指導の実施 d 建設工事の請負契約における適切な安全衛生経費の確保 (イ) 東日本大震災及び平成 28 年熊本地震に伴う復旧・復興工事の労働災害防止対策 a 輻輳工事における適正な施工計画、作業計画の作成及びこれらに基づく工事の安全な実施 b 一定の工事エリア内で複数の工事が近接・密集して実施される場合、発注者及び近接工事の元方事業者による工事エリア別協議組織の設置

イ. 製造業における労働災害防止対策

(ア) 機械の危険部分への覆いの設置等によるはさまれ・巻き込まれ等防止対策の実施 (イ) 機能安全を活用した機械設備安全対策の推進 (ウ) 作業停止権限等の十分な権限を安全担当者に付与する等の安全管理の実施 (エ) 装置産業の事業場における高経年施設・設備の計画的な更新、優先順位を付けた点検・補修等の実施 (オ) 製造業安全対策官民協議会で開発された、多くの事業場で適応できる「リスクアセスメントの共通化手法」の活用等による、自主的なリスクアセスメントの実施

ウ. 林業の労働災害防止対策

(ア) チェーンソーを用いた伐木及び造材作業における保護具、保護衣等の着用並びに適切な作業方法の実施 (イ) 木材伐出機械等を使用する作業における安全の確保

エ. 陸上貨物運送事業における労働災害防止対策

(ア) 荷台等からの墜落・転落防止対策、保護帽の着用の実施 (イ) 積みおろしに配慮した積み付け等による荷崩れ防止対策の実施 (ウ) 歩行者立入禁止エリアの設定等によるフォークリフト使用時の労働災害防止対策の実施 (エ) トラックの逸走防止措置の実施 (オ) トラック後退時の後方確認、立ち入り制限の実施

オ. 小売業、社会福祉施設、飲食店等の第三次産業における労働災害防止対策

(ア) 全社的な労働災害の発生状況の把握、分析 (イ) 経営トップの意向を踏まえた安全衛生方針の作成、周知 (ウ) 職場点検、4S活動(整理、整頓、清掃、清潔)、KY(危険予知)活動、危険の「見える化」、ヒヤリ・ハット活動等の安全活動の活性化 (エ) 安全衛生担当者の配置、安全衛生教育の実施、安全意識の啓発

③ 業種横断的な労働災害防止対策

ア. 転倒災害防止対策(STOP!転倒災害プロジェクト)

(ア) 作業通路における段差や凹凸、突起物、継ぎ目等の解消 (イ) 照度の確保、手すりや滑り止めの設置 (ウ) 危険箇所の表示等の危険の「見える化」の実施 (エ) 転倒災害防止のため安全衛生教育時における視聴覚教材の活用

イ. 交通労働災害防止対策

(ア) 適正な労働時間管理、走行計画の作成等の走行管理の実施 (イ) 飲酒による運転への影響や睡眠時間の確保等に関する安全衛生教育の実施 (ウ) 災害事例、交通安全情報マップ等を活用した交通安全意識の啓発 (エ) 飲酒、疲労、疾病、睡眠、体調不良の有無等を確認する乗務開始前の点呼の実施

ウ. 非正規雇用労働者、外国人労働者等に対する労働災害防止対策

(ア) 雇入れ時教育の徹底・内容の充実 (イ) 非正規雇用労働者、技能実習生等の外国人労働者を含めた安全管理の徹底や安全活動の活性化 (ウ) 母国語や視聴覚教材の活用等、外国人労働者に理解できる方法による安全衛生教育の実施 (エ) 派遣労働者における派遣元・派遣先責任者間の連絡調整の実施 (オ) 高齢労働者に配慮した職場改善の実施

エ. 熱中症予防対策(STOP!熱中症 クールワークキャンペーン)

(ア) WBGT値(暑さ指数)の把握とその結果に基づく適正な作業環境管理、休憩時間の確保を含む作業管理の実施 (イ) 計画的な熱への順化期間(熱に慣れ、その環境に適応する期間)の設定 (ウ) 自覚症状の有無にかかわらず水分・塩分の積極的摂取 (エ) 熱中症の発症に影響を与えるおそれのある疾患(糖尿病等)を有する者に対する配慮、日常の健康管理や健康状態の確認 (オ) 熱中症予防に関する教育の実施 (カ) 異常時の速やかな病院への搬送や救急隊の要請 (キ) 熱中症予防管理者の選任と職場巡視等

職場の安全、全国安全週間に関する情報はこちらでも発信しています！

厚生労働省

<https://www.mhlw.go.jp/index.html>

厚生労働省 安全衛生

中央労働災害防止協会

<https://www.jisha.or.jp/>

中央労働災害防止協会 安全週間

あんぜんプロジェクト

<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/index.html>

あんぜんプロジェクト

職場のあんぜんサイト

<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzenproject/index.html>

職場のあんぜんサイト

詳しくは、最寄りの都道府県労働局または労働基準監督署にご相談ください。

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署